

「公用車広告」 広告主募集要項

1. 広告募集趣旨

公用車を企業・団体等の広告スペースとして活用していただくことで、新たな財源を確保することを目的とし、広告を掲載していただける広告主を募集します。

なお、広告内容に関する一切の責任は広告主に帰属し、市が推奨等するものではなく、広告が掲載されることで市から便宜（優先発注や入札が有利になる等）が図られることは一切ありません。

2. 対象車両

- (1) 管財契約課で管理する公用車のうち9台
- (2) 車種：軽トラ、軽バン、軽乗用、ステーションワゴン、セダン
- (3) 1台当たり年間走行距離：約16,262km（平成29年度実績）
1台当たり開庁日稼働率：約87%（平成29年度実績）
※ 平均値につき、個々の車両について差はあります。
- (4) 主な走行範囲：志摩市内全域及び近隣市内

3. 募集期間

平成31年1月4日から平成32年2月29日まで

※ 募集期間中でも台数が埋り次第、募集を終了します。

4. 募集方法

志摩市ホームページに掲載

5. 申込方法

下記の提出書類を締切日までに、郵送・FAX・Eメールのいずれかの方法によって志摩市役所 総務部 総務課に申し込んでください。

なお、申込みにかかる一切の費用は申込者の負担となります。

《提出書類》

- ① 広告掲載申込書
- ② 広告のデザイン素案（A4カラー縮小版）
- ③ 申込者の活動概要が分かる書類（企業のパンフレットや企業概要等）
- ④ 使用する粘着フィルム等の商品名が分かる書類（カタログ等の写し）

6. 広告掲載期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

- ※ 広告の掲載期間は会計年度単位で、1カ月単位の掲載も可能です。
- ※ 申込時期により、掲載開始が申込月の翌々月となる場合があります。
- ※ 再掲載は妨げませんが、連続する掲載期間は最長2年（会計年度単位）です。

7. 規格、掲載方法及び掲載料

(1) 掲載場所・規格

掲載場所は、車体の両側面（2箇所・ドア部）及び後面（1箇所）です。

なお、公用車の運行の妨げになるような、ドアウインドウ、リアウインドウ、ドアノブ、ナンバープレート等への貼付はできません。

広告の規格（大きさ）は、次のとおりです。

ア 車体両側面：縦30cm程度×横40cm程度

イ 車体後面：縦15cm程度×横30cm程度

※ いずれも広告内に「志摩市有料広告事業」の文字を入れてください。（文字の大きさは標準的な規格があります）

(広告掲載イメージ)



(2) 掲載方法

広告を印刷した粘着フィルム等（マグネットシート除く）を貼り付ける方法

※ 貼付は広告主で行っていただきます。

※ 粘着フィルム等は「屋外の長期使用に耐えられ、広告撤去時にはく離跡が残りにくい素材」を使用してください。

(3) 広告掲載料

1台当たり年額24,000円【月額2,000円×12カ月】

※ 年度途中からの掲載も可能です。その場合、掲載料は月割となります。

(4) その他

ア 広告作成、掲載及び撤去に係る費用は広告主の負担となります。

イ 広告対象車両の指定はできません。

ウ 広告掲載期間中の市による公用車運行に伴う、事故や掲載車両の変更等で広告の修復が必要な場合は市が行います。ただし、経年に起因する色あせ等による広告の劣化は、広告主により修復してください。

8. 掲載できない広告

掲載する広告は、公用車としての利用に支障をきたさないものとし、次のようなものは掲載できません。

- ・志摩市広告掲載要綱及び志摩市広告掲載基準に定めるもの
- ・発光、蛍光又は反射効果を有する材料を使用するもの
- ・過度に鮮やかな模様等により事故を誘発するおそれのあるもの
- ・地色が原色の赤色、黄色又はこれらの系統に属する色で、信号機又は道路標識等の効用を妨げるおそれがあるもの
- ・デザイン構成が、ストーリー性のある四コマ漫画や映像表示となっているもの
- ・文字表記が多いもの又は絵柄や文字が過密であるもの
- ・文字表記が縦書きであるものであって、周囲の運転者の注意力が散漫となるおそれがあるもの
- ・その他周囲の運転者の誤認を招くおそれがあるもの又は注意力が散漫となるおそれがあるもの

9. 広告関係規程

- ・志摩市広告掲載要綱
- ・志摩市広告掲載基準

10. 広告掲載の決定方法

申込みのあった広告について、広告主の業種、市税等納付状況、広告原稿の内容等を志摩市広告掲載要綱、志摩市広告掲載基準により審査・調査します。

11. 掲載（不掲載）決定から掲載までの手続き

- ① 広告の掲載を市が決定した後、「広告掲載の決定について」（不掲載の場合は「広告掲載について」）を送付します。
- ② 「広告掲載の決定について」が届きましたら、指定する期限までに「承諾書」と広告デザインの確定版を市に提出してください。
- ③ 広告掲載料（全掲載期間分）を、市が発行する納入通知書により納入期限までに一括してお支払い願います。
- ④ 市が指定する広告貼付作業日に広告主で広告の貼付を行ってください。

12. 申込み及び問合せ先

〒517-0592 三重県志摩市阿児町鵜方3098番地22

志摩市役所 総務部 総務課

電話：0599-44-0001 F A X：0599-44-5252 Eメール：somu@city.shima.lg.jp